

会員規約0002号  
制定 2013年 7月 3日  
制定 2015年 4月 1日  
制定 2019年10月 1日

## 保険者番号辞書に関する会員規約

一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会  
医事コンピュータ部会

本規約は、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会の会員（以下「甲」という）が一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会医事コンピュータ部会（以下「乙」という）から提供を受ける保険者番号辞書に関してのものである。保険者番号辞書の提供以外のサービスを受ける場合には適用しない。

### 第1条 提供をうける資格

甲は乙が別途定める文書により申告を行うことにより、保険者番号辞書会員（甲）となることができる。

（2）甲は、本規約の第6条に規定する保険者番号辞書情報提供料を乙に納入しなければならない。

### 第2条 保険者番号辞書の使用

乙は甲に対し乙が提供する保険者番号辞書の使用を許諾する。

（2）甲は乙が提供する保険者番号辞書を使用して、甲の医療・保健・福祉に関する情報処理システムの納入先（以下「ユーザ」という）に対し、保険者番号辞書の一部または全部を、複製または加工して提供し、ユーザ業務の効果的な運用を図ることができる。

### 第3条 保険者番号辞書の提供

保険者番号辞書の提供については、乙は甲に対し定期的に（「保険者番号辞書」仕様書による）全件辞書を提供する。提供方法は、ホームページとする。

（2）保険者番号辞書の変更情報については、乙は甲に対し定期的に（「保険者番号辞書」仕様書による）変更分保険者番号辞書を提供する。

（3）乙は第2項の規定に拘わらず、小規模の変更に対しては、変更分情報の内容を記載したホームページの提供をもって保険者番号辞書の提供に代えることができる。

### 第4条 仕様書

乙は保険者番号辞書の仕様書を内容変更の都度、甲に提供する。

## 第5条 開示の禁止

甲は保険者番号辞書の内容をユーザ以外には開示しないとともに、ユーザに対し第三者に開示しないことを求めるものとする。但し、乙の文書による事前の同意を得た場合はこの限りではない。

## 第6条 保険者番号辞書情報提供料

甲の年度あたりの保険者番号辞書情報提供料は、甲が乙の保険者番号辞書の全部又は一部を複製して提供する最終ユーザ数に応じ、下記のポイントによって算定した金額とする。このポイント合計に端数が生じた場合には少数点以下を四捨五入してポイントとする。なお、年度の扱いは当年4月1日から翌年3月末日迄の期間とする。

また、甲が乙に支払う保険者番号辞書情報提供料は、提供された保険者番号辞書が適用される年度を対象とする。

### 提供先ごとのポイント

歯科診療所	0.5	ポイント
介護施設	0.5	ポイント
医科診療所	1	ポイント
調剤薬局	1	ポイント
一般病院	3	ポイント
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	10	ポイント

注：上記以外が生じた場合は甲乙協議により定める。

### ポイント範囲毎の情報提供料

ランク	甲の会員のポイントの範囲	情報提供料／年 (消費税含)
①	0～49	145,000円／年
②	50～99	167,000円／年
③	100～399	197,000円／年
④	400～999	229,000円／年
⑤	1,000～1,499	282,000円／年
⑥	1,500～1,999	312,000円／年
⑦	2,000～2,999	386,000円／年
⑧	3,000～4,999	459,000円／年
⑨	5,000～6,999	574,000円／年
⑩	7,000～9,999	689,000円／年
⑪	10,000～19,999	918,000円／年
⑫	20,000～29,999	1,148,000円／年
⑬	30,000～39,999	1,379,000円／年
⑭	40,000～49,999	1,609,000円／年
⑮	50,000以上	1,859,000円／年

(2) 甲は年度の最初に自社のポイントを乙に申し出る。甲の保険者番号辞書情報提供料の額は乙が甲のポイントを了承することにより前項の規定によって決定し、同一年度内は原則として変更しない。

(3) 甲が申し出たポイントに関し、乙は甲がその根拠とした提供先に関する資料を請求する事ができるものとする。なお、乙は提供を受けた資料の管理に関しては慎重を期するものとする。

(4) 保険者番号辞書の変更が小規模であったため当該年度は第3条第3項のデータ等の提供のみであった年度においても、保険者番号辞書情報提供料は納入するものとする。

(5) 年度の途中において保険者番号辞書会員となった場合も、その年度の保険者番号辞書情報提供料は納入するものとする。

## 第7条 担保責任

保険者番号辞書の内容に関して誤りが判明したときは、乙は速やかに文書等を以て甲に通知する。また、甲が保険者番号辞書についての乙の責に帰すべき瑕疵を発見したときは速やかに文書等を以て乙に通知する。この場合乙は保険者番号辞書自体の修正を次回の保険者番号辞書提供時にあわせて行うものとする。

(2) 乙は保険者番号辞書の使用に関し、甲および甲のユーザに生じた損失に対する賠償の責を負わないものとする。

## 第8条 資格の喪失と損害賠償

甲が次の各号に該当する場合は保険者番号辞書会員の資格を喪失する。

- ① 本規約の内容に反したとき。
- ② 第6条に定める保険者番号辞書情報提供料を2年度にわたって滞納したとき。
- ③ 会員の資格を喪失したとき。

(2) 前項第1号において乙に損害が発生した場合、甲は乙の損害を賠償する責を負うものとする。

## 第9条 本規約の改正

この規約は医事コンピュータ部会の本委員会において改正することができるものとし、その結果についてはホームページを通じて会員に公開するものとする。

## 第10条 提供先の例外規定

第2条第2項の規定に拘わらず、甲は医療・保健・福祉に関する情報処理システムの納品先以外にも乙の保険者番号辞書の一部または全部を加工して供給することができる。

但し、この場合においては甲の供給先ごとのポイントは第6条の定めによるものを下表のように

1. 5倍とし、その合計に端数が生じる場合は小数点以下を四捨五入してポイントとする。

また、この場合甲は保険者番号辞書の提供先を乙に報告するものとするが、乙はその内容の管理には慎重を期するものとする。

(2) その他の規定については、本規約を適用することとする。

提供先ごとのポイント

歯科診療所	0.75ポイント
介護施設	0.75ポイント
医科診療所	1.5ポイント
調剤薬局	1.5ポイント
一般病院	4.5ポイント
旧総合病院、審査機関、保険組合、諸団体	15ポイント

以上